

平成25年3月

太宰府市議会 総務文教常任委員会会議録

平成25年3月1日(金)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成25年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成25年3月1日
午前10時00分
於 全員協議会室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第9号 | 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について |
| 日程第2 | 議案第10号 | 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第11号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第13号 | 太宰府市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第14号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第15号 | 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第16号 | 太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第17号 | 太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第18号 | 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第19号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第31号 | 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第12 | 請願第1号 | 総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願 |
| 日程第13 | 請願第2号 | 太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書 |
| 日程第14 | 意見書第1号 | 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書 |

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	長谷川公成	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	三笠哲生	教育部長	古野洋敏
市民生活部長	古川芳文	議会事務局長	齋藤廣之
会計管理者	今泉憲治	総務課長	友田浩
経営企画課長	石田宏二	経営企画課 公共施設整備担当課長	原口信行
情報・公文書 推進課長	百田繁俊	管財課長	辻友治
協働のまち推進課長	藤田彰	税務課長	久保山元信
納税課長	高柳光	教務課長	井上均
学校教育課長	宮原広富美	生涯学習課長	木原裕和
文化財課長	菊武良一	中央公民館長 兼市民図書館長	吉村多美江
会計課長	緒方扶美	監査委員事務局長	関啓子
議事課長	櫻井三郎		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 白石康子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

ここで、お諮りします。

審議の順序について、日程第12及び日程第13の請願の審査を繰り上げ、最初に行いたいと思いますが、これにご異議ありあませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定します。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 請願第1号「総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願」

○委員長（門田直樹委員） 日程第12、請願第1号「総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願」を議題といたします。

紹介議員である私から、若干補足説明をさせていただきます。

これは、当初請願の内容をお聞きすると、市執行部と議会それぞれに対して説明会を開けというふうな内容のようでした。ただ、請願というものは、まず議長に出すものであるということで、議長あて一本になっておりますが、要は情報が不足しておると、私ども議会はいろいろな審議の過程で知見というものがあるわけですが、なかなか市民にはそういうものがないということで、文にあるとおり説明会を開いてくれと、またなるべく早くやってくれと、マスコミ等々では国土舘大学太宰府キャンパス跡地の購入等、総合体育館についてもいろいろ先行して報道がされている中で、なかなか中身が見えてこないということをおられるようです。

私からは以上ですが、皆さん方の前向きなご審議をお願いいたします。

それでは、本請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ないですか。

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に、協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

ないようなので、これから討論、採決を行います。

まず、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について、採択することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

したがって、請願第1号については、採択すべきものと決定しました。

（採択 賛成3名 反対2名 午前10時03分）

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

この請願につきましては、執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 請願第2号「太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書」

○委員長（門田直樹委員） 次に日程13、請願第2号「太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員である神武議員からの説明については、先日の本会議2日目に受けたとおりです。

それでは、本請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に、協議、意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（渡邊美穂副委員長「意見といいますか…いいですか」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） こういった請願が提案されたときにですね、最初質疑をするんですけども、だれに質疑をしていいか、紹介議員がいらっしゃらない場合は、だれに質疑をしたらいいのか分らなかったんですけども、意見交換の場でいうべきかなという気がして、今言っているんですが、今回ご承知のとおり当初予算に図書司書の600数十万円の予算が計上されているんですが、これは予算からすると常勤ではないなという気がして、この請願はおそらく子どもたちが学校にいる時間帯すべてという内容で、時間帯に全部配置してほしいということかなと思っているんですけども、あと中学校は今回ないので、中学校にも配置をすることかなと、確認をしたかったんですが、ちょっと確認が…。

○委員長（門田直樹委員） 事実に関しては、執行部、所管に聞けばいいと思うんですよね、今現在の配置の数や予算とか、しかし請願の内容を聞いても仕方ないので、やるならやはり意見交換の中ではないでしょうかね。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） ですね…、私もそういうふうな解釈をしています。だから、子どもたちが朝8時30分から4時ぐらいまでいるんだったら、その時間帯にすべているべきだということ、あと中学校が今回予算に入っていないので、中学校にも同じように配置をしてくださいというようなご意見であろうなと受け止めております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の委員長と副委員長のお話ですけれども、別に執行部に対しても質問してもいいと思うんですよ、委員長が言われたようにね。確認すべきことは確認しておかないと、今渡邊副委員長がいわれたように、あくまで想像の世界ですよ。それは少しまずいのではないかと。それを踏まえたいえでうんぬんというのは、この請願をどう扱うかによって変わる可能性があるんで、今回この予算に計上されておりますので、その予算はどうかということをお願いしたいえで、これはどこまでの範囲の請願を出してほしい、要望をされているのかどうかというのは、もう一度確認しないといけないのではないかと思いますけれどね。

○委員長（門田直樹委員） あのですね、自由討議、意見交換という言い方をしておりますけれど、初めての取り組みなんですよ、議会にとっても、当委員会にとっても。この請願に関しても、質疑等の境目はどこなのかということなどは疑問があるんですか、質疑といういわゆるパターン、法制で決められているものと違って、自由討議というのは、議員だけでもできるというところが違いがあると。しかしながら、今議会改革特別委員会でも自由討議に執行部の出席を求めるか否かというのは明確な結論がまだでていないんですよ。ただ、委員会の中で行う意見交換に関しては、せっかく所管も目の前におられるので、それはやはり特に差支えなければ質疑と同じように、事実関係の確認という意味の質疑は行って差し支えないと思いますが、執行部のほうもそれでよろしいですかね。

（執行部「（聞き取り不能）」）

○委員長（門田直樹委員） というわけで、どうぞ。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） あくまでも、この請願というのは、小中学校に専任の学校図書司書の配置をしてほしいということが、要望だと思うんですよ。そのあとの時間帯など云々というよりもまず、専任の学校図書司書の配置をしてほしいという要望だと私は認識をしております。今渡邊委員が言われたことは、そのあとのことになるのではないかというふうに思うんですよ。どこまでの範囲においてほしいということはここに書かれていないので、あくまで我々はここに書いてある内容でしか判断ができませんので、小学校、中学校において専任の学校図書司書を配置をしてほしいということでの理解でいいのではないかと私は思いますが。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） ただ、要旨のところに子どもたちが学校にいる時間と書いてありますので、これをどういうふうに判断するかということになるろうかと思うんですが、通常子供たちが学校にいる時間といたら、登校してきた時間から下校するまでと、私は考えます。さっきおっ

しゃったように、事実確認だけしてよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） どうぞ。

○副委員長（渡邊美穂委員） 教育委員会に聞きたいのは、今回の予算でだいたい1日何時間分の予算として計上してあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 1日あたりおおむね5時間を想定しております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） その5時間というのは、どの時間帯にいるのかというのは学校の裁量で決めていいよということですか。それとも市の方からこの時間帯にと指定されるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 基本は9時30分から15時30分、休憩1時間挟みますが、その5時間というふうに考えておりますけれども、必ずしもそうでなければならないということではなく、その辺りの幅は持たせております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 同会派の神武綾議員が紹介議員になっておりますので、私からも賛成討論というかたちで、採択のお願いをしたいと思います。これは、先ほど意見交換の中で意見が出ておりますが、太宰府市内すべての小・中学校に専任の学校図書司書を置いてほしいというものでありまして、実際に小学校、中学校その時期にその本に巡り合って、その時期にしか読めないという本も実際にあるというふうに私もいろいろ専門家の先生の方からいろいろお話をお聞きする中で、感じたこともございます。ぜひ、この請願を採択していただいて、少しでも今でも活字離れとか、そういうことが言われておりますけれども、子どもたちが一生の中でいい本に出会える機会を作るためにサポートしていただきたいと考えておりますので、請願の採択を重ねてお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） この請願が出るときに、学校図書司書を設置するのではないかという話があっただけです。ちょっと待っていただきたいというお話をしたんですけれども、小学校は一応図書司書を置くというふうになっており、時間帯などについてはどうするかというあいまいな部分はあるんですけれども、これは中学校はないですが、小学校な何らかのかたちをとって

あるので、最初に出される前の時と状況が少し違うと思うんですね、だから私は継続審査として、6月議会までにはっきりしてから、それから採択したほうがいいのではないかと思いますので、継続審査を要望いたします。

○委員長（門田直樹委員） ただいま不老委員から請願第2号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。よって、「請願第2号を継続審査とする動議」を議題とし、採決します。

請願第2号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 少数挙手です。

したがって、請願第2号は継続審査としないことに決定しました。

（継続審査 賛成1名 反対4名 午前10時13分）

○委員長（門田直樹委員） 引き続き、請願第2号の審査を継続します。

ほかに討論はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私が1期目の時から、学校図書司書の配置は一般質問にも何度か取り上げてまいりましたし、小学校は今回配置されるんですが、小学校長の話聞いても司書の配置は絶対だというふうにおっしゃいますし、もちろん小学校も必要なんですが、中学校という非常に微妙な年齢の時代に図書館が普段閉鎖されているということは、本に触れるという機会が激減してしまうということと、司書の専門知識を持って、その子に応じた選書の仕方などができるということで、授業との連携、図書館登校なども可能になるという観点もございまして、私自身もこれは執行部に対してぜひやってほしいなという立場で賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私は賛成の立場ですが、いま討論の中で、不老議員の方から継続審査の意見がありましたけれども、そういう意味合いでは私も同じ気持ちではありましたが、やはり中学校まで全校に配置をしてほしいという観点からした場合、この請願を一日でも早く通して次に進んでいただきたいという思いで賛成討論といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 私も賛成の対場で討論させていただきます。小学校までだとせっかく活字に慣れてきた子どもたちが中学校に行ったらいつでも図書室が開いていないということになると、逆に活字離れが進んでいくと思われまので、ぜひ小・中学校全11校に学校図書司書を置いてほしいという請願ですので、賛成を表明します。

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号について、採択することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、請願第2号については、採択すべきものと決定しました。

(採択 賛成5名 反対0名 午前10時15分)

○委員長(門田直樹委員) お諮りします。

この請願につきましては、執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第9号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第1、議案第9号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(宮原広富美) 議案第9号、太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について、ご説明いたします。学童保育所につきましては、今回初めて指定管理者制度を導入するわけですが、指定にあたりましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、市のホームページ等により公募を行いました。その結果、5社からの応募がありましたので、太宰府市指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、事業計画書、収支予算書等の関係書類による審査、並びに事業者ごとのヒアリングを行いました。経営状況やこれまでの業務実績、事業計画等、19項目について点数化をした結果、得点が一番高かった株式会社テクノ・コーポレーションを指定管理者の候補者として適当であるとして、ご提案申し上げます。期間は平成25年7月1日から平成29年3月31日まででございます。

なお、会社概要を本日お配りさせていただいております。よろしくご審議たまわりますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) これ まず1点目は配付された資料について伺いたいんですが、指定管理者として今回議案にあげていただいた業者の実績がありますが、これは現在受けているところとして理解していいのか、それとも過去請け負った実績があるものをすべて載せてあるのか、その点もう少し補足願います。

○委員長(門田直樹委員) 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 資料の中の学童保育所の実績が載っておりますが、これは現在受けてある自治体、事業所であります。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 選定にあたって、一定の全国に渡って実績のある業者さんでありましょうから、今まで受けて契約が終わってここから別の業者に切り替わったところも当然あったのではないかと想像するんですが、そういった部分も含めて審査されたのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） この株式会社テノ・コーポレーションにつきましての、学童保育所については、資料に掲載されてありますところがすべてというふうに聞いております。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 契約期間、指定の期間の問題についても、今説明がありましたけれども、その間は、この業者にやられるんでしょうけれども、当然指定管理者として運営されている期間中でも、きちんと利用者からの苦情といいますか、意見なども当然いろいろ上がってくると思いますが、そういったところへの業者との連絡手段といいますか、その点はきちんと担保されているのか、そこまでお聞かせいただいて、質疑を終わりたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 年に数回、定例的な業者との打ち合わせ、それは行政とだけではなく、保護者対指定管理者ということもありますので、その辺りは密に打ち合わせは行っていくと考えております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 指定管理の期間なんですけれども、指定管理の種類によっては、当初は3年でやってみようとか2年とか1年とか、いろいろ試行的にやられるケースもあるんですが、今回は初めから5年とかなり長期になる…、5年でしょう、29年度まででしょう…。

（「3年……」と呼ぶ者あり）

○副委員長（渡邊美穂委員） 3年ですか、25年度から29年度までじゃなかったですか。

（宮原広富美学校教育課長「29年3月31日まで……」と呼ぶ）

○副委員長（渡邊美穂委員） 29年3月31日まで、では3年ですね。わかりました、じゃあ、結構です。すみません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 一点だけ、指定管理になってか、ならないのかわからないですけども、おやつの問題も出てきているんですが、今までは保護者会からおやつが支給されていたと思うんですが、そういうのは指定管理者すべてにお任せするんですが、保護者会は何もしなくていい、保護者会は継続して残っていくのか、お尋ねいたします。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 保護者会そのものは残るということで、保護者会の会長さんたちと協議はしております。ただ、おやつのお話が出ましたけれども、おやつレベルでも除去食というのが必要な場合があると思うんですが、今までも大変だったと思うんですが、指定管理の方もそういう経験とか対応は、十分でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

では一点、アレルギーですね、今おやつのお話が出ましたけれども、おやつレベルでも除去食というのが必要な場合があると思うんですが、今までも大変だったと思うんですが、指定管理の方もそういう経験とか対応は、十分でしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） いま現在もそういうアレルギーをお持ちのお子さんについては、保護者と話をしながら、適切なものを与えるということにしております。指定管理者に移行しましたとしても、その辺りは当然やっていくべきと理解しております。

○委員長（門田直樹委員） これでほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見交換はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） この提案されました議案につきましては、私は12月議会で指定管理者制度の導入そのものに反対しておりましたので、本提案につきましては関連性がありますので、反対を表明いたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

したがって、議案第9号については、可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成4名 反対1名 午前10時23分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第10号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の 全部を改正する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第10号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第10号、太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。資料は議案書の32ページ、条例案の1から4ページ、及び条例改正新旧対照表の4から9ページでございます。本議案につきましては、平成24年第3回定例会において、議員発議により全部改正が可決されまして、平成25年4月1日から施行となっております。今回の改正につきましては、平成24年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律第100条第14項及び、第16項の改正規定に基づきまして、政務調査費の名称を政務活動費に、交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改めまして、政務活動費を充てることのできる経費の範囲につきまして、条例で定めることとなりましたので改正をするもの、及び政務活動費について使途の透明性の確保に努めることとなりましたので、条文の一部を改正するものであります。なお、施行日につきましては、平成25年4月1日となっております。よろしく審査たまわりますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） このことについて議会運営委員会で議論されたときに、私も意見を申し上げたんですけれども、今回も活動費は使途の範囲を広げてありまして、政府等への陳情や要請行動にも使えるようになったということなんですが、近隣の三市、それから今日の新聞では古賀市もそうでしたが、その政務活動費の使途を広げないと、今までどおりとして、陳情・要請行動には政務活動費は使えないというような判断をしている自治体もあるんですね。古賀市、今日の新聞を読む限りは、やはり活動費の範囲を広げることで、市民に対して不信を持たれるようなことがあってはならないし、当太宰府市議会ではですね、実際に陳情などはできないであろうと、私たちの交付金額では、という話で範囲を広げようという話だったんですが、やはり今回条例を通すとしたらですね、やはり活動、使途の範囲を広げるわけですから、議会としてそれに対しての何らかのきちんとした説明はしておいたほうがいいのかなという気がちょっとしているんですけれども。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 確かに、今副委員長が言われた部分の心配というか、そういった部分もわかるというか、あるかなと思うんですが、実際太宰府市では政務調査費の、領収書の公開は、1円以上使ったら領収書を出さなければなりませんし、それもきちんと情報公開もされていますし、あと、これは私と長谷川委員長との話ですが、議会広報の中で、各会派の政務調査費の清算が完了した段階で、その政務調査費の使途を載せるとか、そういった部分もきちんと対応策とし

て考えていこうということもしておりますので、私は、この部分は広げたとしても、よその自治体で起きているような不信を抱かれるようなことはないのではないかと判断しております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） いえ、あの、不信を抱かれるというのは、別に用途が不明で不信を抱かれるという意味ではなくて、この時期になんで用途の幅を広げなくてはならないのかということについて、他の自治体では、筑紫野市とか春日市とか大野城市とかもそうですが、わざわざ要請・陳情行動に政務活動費を使えるようにしないでいいだろうと、今までも行ってないんだし、これからも行くこともないだろうから、それだったら最初から市民になんで政務活動費の用途を広げるんだという誤解や不安を与えるよりは、最初から削除しようということで、削除されているんですね。ですが、先日の議会運営委員会では、入れておこうという話になったのですが、他の自治体がおそらく新聞報道でも広げないという内容でどんどん決まってくる中で、太宰府市だけはこの活動範囲を広げたというふうな報道等がされた場合ですね、何らかの議会としてのきちんとした意思表示をしておいたほうがいいのではないかと気がしているんですが。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 政務活動費を使って、陳情、要望活動をしないということではないと思うんですね。する可能性があっているのではないかと解釈のもとに、そういう場合には使えるようにしておこうというための追加だというふうに私は認識しております。今渡邊委員が言われるような心配を否定しているわけではありませんが、それはちゃんと太宰府市議会であれば、間違いなくできると、実際に活動をして、実際に使った場合に、ちゃんと市民に説明をして納得いただけるような活動しかしない、ということができるという自信が皆さんの中にあるので、あえてここでこの時にやったうえで、太宰府市の発展のためにそれを使うことができるようにしておくというのは、別に問題はないのではないかと、私は思います。今までも太宰府市の中で、議会の中でそういう疑われるような使い方もほとんどなかったし、みんなで議会全体でそれを見ていけばいいのではないかとこのふうには思っています。私は自信はありますけれどね、太宰府市の場合はね。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか、長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今副委員長がおっしゃってあるのは、条例改正新旧対照表7ページの項目7番のところを言われているんですね、すみません、私勉強不足で。議会運営委員会でそういった議論がされていることを全く知りませんでした。すみません。必要な経費とは、具体的にどのような感じで使おうとしている経費なんですか。お願いします。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） いわゆる、場合によっては、国会に陳情に行ったりするようなかたちになると思います。それは、全員で行けば経費的には議会の経費で行けばいいと思います、議長、副議長が行くケースもあるでしょうけれども、それは、はっきり、こういう問題が起きた時にこうやっていくというのは決まってないわけですね、そんなに数多くあるわけもないし、今まで陳

情活動をやったのは国博の誘致の時は、委員会で行ったり、正・副議長が行ったり、主にそういう一般に我々が行っている行動の中の旅費交通費、そういうものと判断していいのではないかと思います。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） それで、それが今までは会派の政務調査費では認められていなかったもので、会派では要請・陳情行動はできなかつたんですね。行くのだったら、自費で行けっという話だったんですが、今回政務活動費になって、それが政務活動費の中から会派で陳情・要請行動に国会等に行く場合でも、それが使えるようになったわけなんですけど、ただ、どういう陳情をしてどういう要請をして、それがどういう効果があるのかとかいうのを、市民に広く、証明とかお見せすることが非常に難しいので、他の自治体ではこの部分を最初から削除して、今までと同じ範囲でしか使えないような条例にされているところが多いんですけども、当市は今回これを入れているからですね、例えばきちんとした報告書の作成を義務付けるとか、そういった市民の方にどういう要請行動をしたとか、ちゃんとやりますよということを一言議会として言っておいたほうがいいのかなという気がするんですが。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは渡邊委員が言われるのはそのとおりであって、さっき言ったのは、そのことは当然やるべきで、市民の方から少しでも疑いをもたれるような、今まで我々が聞いてきたのは、これを政治活動に使われるのではないかというような、もしそういうことのために、この条文を設けるのであれば、それは全く違うことだと思いますが、その辺も含めたうえで、太宰府市議会ならできると、その点は太宰府市はよその自治体と比べて、ちゃんと議会できると自負しますけれど。ただ、さっき言ったように、今までそういうのをやったこと自体が、やはり国立博物館という国との関係のことが、太宰府市の場合は史跡地も多いし、特別史跡地も数多くありますし、そういう場合にも使えるようにしておく、心配な点があるということは分かるのですが、今まで多く出た意見の中で、少しでも使い勝手をよくしてほしいという意見もあったので、少しでもそういうかたちにして、今言われた報告とかはもちろんやるべきで、どういうことに使ったという、それは市民に分かるように明確にしておくというのは最低限の条件でしょうね、と私は思います。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 副委員長の疑われるんじゃないかという、いま陳情に関して、7番に関しては、国会とは夢にも思いませんでした、正直なところ。それで、さきほど藤井委員もお話したように、そういったもし国会等に陳情に行ってきましたよというのも、議会広報にも掲載していくと、申し合わせ等にきちんと決めて、項目の中に入れてもいいのかなと、思います。もし、陳情に行くようなことになれば、何月何日に政務活動費を使って行ってきましたと、きちっと報告をするようなかたちをとれば、市民の皆さんに周知できるのではないかなと、思います。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私は、これは反対している訳ではないんですけれども、心配をしているのがあって、福岡市でも問題になって、陳情・要請行動に行ったあとに、党の会議に出たり、党の中での意見交換会が、せっかく来るから開きましょうということで、政党で意見交換会を開かれて、それに夜参加をしたと、それは政党活動ですから、政務活動費には使っちゃいけないわけですよね、ただそこらあたりがどうしても一線引きにくい、国会まで行くんだから、国会議員の先生がせっかくだから同じ党のみんなを集めて意見交換をしましょうということではできないんだということと、それからさっき言ったように要請・陳情行動をした場合は、陳情・要請しましたということだけではなく、具体的にどういうふうになってほしいとかということを書かないと、陳情・要請行動だけだったら、これ言いましたよで終わってはいけないと思うんですよ。それに政務活動費を使ってしまったというのが、どうしても誤解を生みやすいので、ある程度、その陳情・要請行動をした場合は報告書のフォーム作り、ひな型とかを今までとは違うひな形をきちんと作って、内容をきちんと明確にするとかっていう必要はあるということ、ここで皆さんで総務文教の中できちんと意見を共有して、本会議に提案していただければなと思ったんです。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

いわゆる政務調査だけであればよかったんですが、その他の活動というのがあって、そこに今言われた陳情活動等も含まれると、だけど、法の趣旨はそういうこともやれよというふうなことだとも思います。だけど同時に、福廣委員が言われたように、太宰府市では今までそういうことはなかったし、今後もないだろうと思います。やはり県議会等で一部不適切な例が問題になったり、あるいは、先ほど言われたように陳情活動に政党活動、党大会に出たりしたような例も露見ですね、報告をそんなのするわけがないと、そういうのはマスコミが出すわけですよね、そういうことが心配かもしれないので、その辺りについてはしっかり議連の方で考えて、こういうふうな方向と理解しておりますが、我々議員もきっちり考えてやっていかなければならないということでしょうね。

ほかにありませんか。

これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前10時39分）

**日程第3 議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 議案第11号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。新旧対照表は10ページでございます。第2条関係の別表中、太宰府市立学校給食改善研究委員会の次に、太宰府市いじめ問題等対策委員会を追加するものがございます。本日、資料としてA4の太宰府市いじめ問題等対策委員会規則をお配りさせていただいておりますので、そちらの方をご覧ください。

本規則は滋賀県大津市の男子中学生自殺事件をきっかけに、いじめ対策が喫緊の課題となっていることから、本市のいじめ問題への取り組みや不測の事態が起きた際の対応等について、より客観性の高い検証評価や解決に向けての調査を実施し、その対応策を審議することを目的として設置するものがございます。委員につきましては、弁護士、臨床心理士、識見者など、7人以内で構成するようにしております。任期は2年間でございます。また、会議の開催につきましては、不測の事態に応じた緊急会議のほか、年2回程度、定例会議を開催する予定としております。施行日は平成25年4月1日としております。以上、よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この対策委員会に対して、教育委員会が招集されるみたいですが、教育委員会にはまず学校側から当然報告が上がってくると思いますが、それは随時上がってきているのでしょうか、それともある程度期間を決めて上がってきているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 定例的に報告を受けております。重大事案等については、その都度上がってきますけれども、定例的には毎月上がってきております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） お伺いしますが、今言われたように、学校から教育委員会へ報告があるんですね、そして教育委員会の要請を受けて、この委員会を開くことができるという認識でいいのか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 会議を開催する場合はそういう流れになろうかと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員）　そこで、違うことをお聞きしたいんですが、いわゆる学校から報告が上がってこなくても、この会議はできないのか。要するに、いろんな報道がある中で、学校からの報告が遅いとか、後から分かるとかそういう問題があるから、こういうのが必要ではないかと思えます。学校の報告がある前にこういう調査ができるということも必要ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（門田直樹委員）　学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美）　基本的には定例会議を2回開催いたしますけれども、それ以外に議員さんがおっしゃるようなかたちで、例えば保護者から教育委員会のほうに、相談といいますか、そういうことがあったとか、もちろんニュースになったとかという場合は当然開催するということになるかと思えます。

○委員長（門田直樹委員）　長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員）　委員会は7人の委員をもって組織してあるんですが、議会においては所管が総務文教常任委員会ですよね、できたら総務文教常任委員長が入るとか、議会からも一人入らないと、万が一命を落とすというようなケースがあったりとか、ひどい暴行を受けて入院し、将来障がいが残ったりする可能性も十分考えられます。その後に議会に報告を受けても、我々にしてみれば、片付いた後で報告を聞いたって、遅すぎるかなと思いますので、できたら私はこの委員の中に議会からも入れていただきたいと思うところなんです、そういうことを要望したいのですが。

○委員長（門田直樹委員）　学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美）　想定はしておりませんが、検討させていただきたいと思えます。

○委員長（門田直樹委員）　藤井委員。

○委員（藤井雅之委員）　委員会の構成の関係で、かっこ4の警察関係者が入っておられますが、これは現職の警察官の方と考えていいのか、それとも退職をされたOBの方というふうに考えていいのか。

○委員長（門田直樹委員）　学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美）　基本的にはOBの方を考えております。

（「OB……」と呼ぶ者あり）

（福廣和美委員「OBなら警察関係者じゃない…」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員）　学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美）　現職の警察官ですと、捜査との関連でなかなか難しいところがございますので、そういう意味でOBということで想定しております。

○委員長（門田直樹委員）　福廣委員。

○委員（福廣和美委員）　そういうことを言っているのではなくて、警察関係者と書くことがおかしいと。OBは関係者ではないでしょう。ならば、議会関係者とか書く訳ですか、元議員のことを

こんなふうを書くなら。OBはOBですよ。警察OBと書かないと。関係者ではないもの、退職したら。警察は関係ないんだから、その人は。違うかな。だれでもそう解釈するのではないか。私は警察関係者とあるから、現役の警察官かなと思いましたよ。私が言っているのが間違いなら、それは間違いですよ結構ですが。私はそう思ったんですがね。

○委員長（門田直樹委員） 学教育部長。

○教育部長（古野洋敏） このいじめ問題委員会につきましては、近々の課題で、大分各市町村で作っております。今議員がおっしゃられたように定義的に警察関係者となれば、現職という理解を私もできました。実際が全国的に出発したばかりです。ほとんどが、先進地を見ながら作ったというのが現状です。やはり表面的に警察関係者という言葉をどこの市町村も使っております。実際的にいろいろした中で、現職を使うと第三者委員会にならないだろうというかたちで、ほとんどがOBを使っているのが現状ですので、福廣議員のご指摘につきましては、十分検討はしていきたいと思っておりますけれども、状況的にはこれは歴史が浅いです。大津事件以来、この委員会ができてきている状況ですので、そういう形でいろんな市町村調べましたけれども、ほとんどがこういうかたちの表現になっておりますので、その辺りもご理解もいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

私から一点。問題事例、マスコミが取り上げるような事例があったとしますね、その時の窓口というのはいろいろ考えられるんですが、この委員会取材には応じるといいますか、そういうときの窓の一つになるわけでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 事案にもよろうかとは思いますが、この委員会を立ち上げて、検討をして一定の結論が出たということになると、その委員長さんあたりが対応ということもあろうかと思えます。

○委員長（門田直樹委員） この委員会の委員長……。

（宮原広富美学校教育課長「はい」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） わかりました。というのは、あるところですね、自殺まであった事例なんです、そこの教育委員会の教育委員長ですね、私の知り合いで、久々に会って一緒に飲んで、それから一、二カ月ぐらいしてあの事件が起きて、普通に仕事をして、何かしらボランティア的な教育委員会の仕事をしていたわけですよ、ところがテレビなどに出てきて、頭下げて、見ていてかわいそうで。これは専門家集団でしょ、きちんと分析した結果を発信すべきだなと思ったので、ちょっとお聞きしました。わかりました。

ほかにありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） これは太宰府市いじめ問題対策委員会規則ですよ、この委員会は7人以内の委員とありますが、これは太宰府市在住者になるんですか、それとも他市から連れてくる

ことになるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮原広富美） 委員の選定はまだ行ってないんですけども、太宰府市内だけでは、おそらく難しいかと思います。専門家にお願いするすることになりますので、たぶん市外の方も入られると思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見交換はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第11号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時50分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第13号、太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料は議案書35ページ、条例案11ページ、及び条例改正新旧対照表11ページでございます。本議案につきましては、法律の題名改称及び法律の条文改正によって生じる条項ずれに伴う改正を行うものであります。内容につきましては、障害者自立支援法が障がい者の日常生活、及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名改称することなどでございます。

よろしくご審査賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前10時51分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第14号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第14号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第14号、太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

資料は議案書36ページ、条例案12ページ及び条例改正新旧対照表12、13ページでございます。まず最初に本日、正誤表をお配りしております。一部新旧対照表に誤りがございましたので、お詫びを申し上げます。よろしくお願いたします。

本議案につきましては、職員の通勤手当の支給要件につきまして、現在の片道通勤距離1km以上を対象としているところを、国に準じたかたちで2km以上に改めるものであります。

よろしく審査たまわりますよう、お願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0 午前10時53分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第15号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第6、議案第15号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(辻 友治) 議案第15号、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。資料は条例案は13ページから15ページになります。議案書は37ページでございます。条例改正新旧対照表は14ページから15ページになります。国によります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条により、公営住宅法が改正され、市営住宅の入居、収入基準について条例の一部を改正する必要が生じたため、改正するものであります。特に、第5条の入居者の資格における入居、収入基準の裁量階層については、国は月収25万9千円以下としておりますが、福岡県の条例改正の内容、及び近隣市との協議により、21万4千円以下とする内容で条例改正を行うこととしております。この基準につきましても、旧公営住宅法施行令の収入基準額をそのまま引用しております。また、裁量階層につきましても、高齢者、障がい者世帯に加えて、福岡県の条例改正内容に合わせて、住宅面から子育てを応援するため、これまで裁量階層ではなかった新婚世帯を追加し、併せて同居者に小学校就学の始期を改め、中学校就学の終期に達するまでのものがある世帯に拡大しております。本来の一般階層世帯については、これまでの月収15万8千円の現状を維持することとしております。

条例改正新旧対照表14、15ページをお開きください。入居者の資格第5条第1項及び第2項を対象表のとおり改正しております。なお、この条例は平成25年4月1日から施行することになります。

以上が主な改正内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前10時56分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 議案第16号「太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第16号「太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 議案第16号、太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定についてご説明いたします。資料は議案書38ページ、条例案では16ページから19ページになります。国による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条により、公営住宅法が改正されたことに伴い、公営住宅の整備基準を自治体で条例にて定める必要が生じたため、制定するものであります。旧公営住宅法では、公営住宅の整備基準は国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならないと規定しておりましたが、改正により、公営住宅の整備は国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で整備基準を定め行わなければならないとなりました。このことを受け、旧公営住宅整備基準の内容を参考にしまして、太宰府市営住宅整備の基準に関する条例を制定するものであります。今後新たに市営住宅を設置する際に、この整備の基準に関する条例を遵守し、設置を行っていくこととなります。

なお、この条例は平成25年4月1日から行することになっております。

以上が主な制定内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） どちらで聞こうかと思ったんですが、こちらの整備の方でお尋ねいたします。市営住宅は何個ぐらいあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 3棟ございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 3棟で、何室ですか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 36室ございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今、満室の状態ですか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 鉾ノ浦住宅は昨日1戸空き室になりましたので、抽選を行い、鉾ノ浦住宅は満室の状態ですけれども、朱雀の同和向け住宅は、1戸空いている状態でございます。以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前11時00分）

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここで、午前11時10分まで休憩します。

休 憩 午前11時00分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時10分

## 日程第8 議案第17号「太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

○委員長（門田直樹委員） 日休憩前に引き続き、会議を再開します。

程第8、議案第17号「太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第17号、太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、ご説明申し上げます。資料は議案書39ページ、及び条例案20ページでございます。本議案につきましては、平成24年5月に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用いたします第26条の規定に基づきまして、新型インフルエンザ等の発生時における市町村対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとされましたので、すでに平成21年に策定をしておりました設置規程を廃止し、条例で定めるものでございます。なお、この条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することになっており、現在この対策特別措置法の施行日につきましては、まだ決まっていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前11時11分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第9、議案第18号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 議案第18号、太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。資料につきましては、議案書40ページ、条例案23、24ページ、及び条例改正新旧対照表16、17ページをご覧くださいと思います。本条例の一部改正につきましては、現在文化ふれあい館の部屋使用区分につきまして、半日単位というところで料金徴収させていただいておりますが、多くの市民の方から、また利用団体の方から、利便性の向上を図るために、利用時間の設定を一時間単位に料金の設定をさせていただいております。併せまして、現行では、実習室1、実習室2につきまして、現行の利用料金体系が備考の欄に書いてありますとおり、実習室1につきましては3区分、自習室2につきましては2区分で利用可能な状況になっております。現状に合わせまして、利用区分の部屋につきまして、自習室1につきましては、3区分、実習室2につきましては、2区分というかたちで、現状に合わせまして実習室の利用料金の改定を行うのもでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） ただいまの条例改正に合わせまして、追加のご説明をさせていただきます。今回の条例改正につきましては、施設予約システムの入替えにも伴いまして、関係課の協議をいただきながら、昨年度より準備しておりましたが、施設利用の条件等が異なっておりまして、今回の入替えを機に市民の方が使いやすい、納得のいくシステムの構築をとということを目指しましたところ、調整に時間がかかることが判明し、修築することにも時間を要するため、システムの運用開始を当初4月1日としておりました。しかし、今回修正させていただきまして、10月1日を目処にということと考えておりますので、条例施行規則の修正が生じたものです。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 一点だけ確認ですが、これは今後こういったかたちで対応されるということで、全面で対応されることになるのが、指定管理者の財団の方々が対応することになるのかなと想像するんですが、指定管理者側とのきちんとした話し合いもすすんでいると認識しておいてよいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 遺漏のないように対応させていただいているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

私から一点。今ネットでいろいろな施設を予約できるのは非常に便利になって、利用者として皆さん助かっていると思うんですが、ほとんどはいきいき情報センターの総合受付でできるんで

すが、ふれあい館や、中央公民館もそうですかね、いくつかがべつに現地に行かなければならぬ
いですね。お金の支払いも現地でしたよね、確か。その辺りのところは、窓口を一括に出来ない
かという声は昔からあったんですが、状況はどんな風でしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） その辺りもですね、出来る限り市民の方が使いやすいということを考
えて、今、検討課題の中に入れて、今後検討していこうというかたちで考えております。

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前11時16分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第10 議案第19号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて」

○委員長（門田直樹委員） 日程第10、議案第19号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） それでは、議案第19号、太宰府市行政機構の改革に伴う関係条  
例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。議案書は41ページ、条例案は25ペー  
ジをご参照いただきたいと思います。先般、2月25日の議会全員協議会でもご説明をさせてい  
ただきましたけれども、本年4月1日に予定をしております機構改革に伴いまして、太宰府市議  
会委員会条例と都市計画審議会条例の一部を改正する必要性が生じたため、制定するものであり  
ます。市議会委員会条例の一部改正につきましては、総務部の中に、今般、公共施設整備推進課と  
して独立いたしますので、総務部の所管として入れ込むものでございます。都市計画審議会条  
例の一部改正につきましては、都市整備課の名称変更によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0 午前11時18分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正（第4号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第11、議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正（第4号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありあませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。

2款1項7目、財産管理費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 2款、総務費、1項、総務管理費、7目、財産管理費、25節、積立金、公共施設整備基金積立金1億382万4,000円の補正について、ご説明申し上げます。

今回の3月補正によりまして、平成24年度末の見込額は約3億7,500万円となります。財源としまして関連がありますので、歳入、補正予算書8、9ページをお開きください。16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、1節、土地売払代金、市有地売払代金824万

円と、次に補正予算書10、11ページをご覧ください。20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入、1節、雑入、総務費雑入9,558万4,000円を財源としております。市有地824万円は県が施工しております観世音寺・二日市線の改築工事に伴う市有地売却代金であります。総務費雑入は、財団法人福岡県市町村振興協会からのサマージャンボ宝くじ交付金でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この公共施設整備というのは、今回が施政方針でおっしゃっていた保育所とかの新設など、そういったことにも使われるということなんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） そういった、今般公共施設の整備担当ができております。そういった老朽化施設に対しての部分に対しても今後使っていこうというようなかたちで考えております。

（渡邊副委員長「保育所は……」と呼ぶ）

（石田宏二経営企画課長「保育所等も…、はい。」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

同ページ、2款2項1目、企画総務費及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いいたします。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 2款2項1目、まちづくり推進費の積立金でございます。まほろばの里づくり事業基金積立金30万円ですが、歳入と関連がございますので、9ページの17款1項1目、企画費寄附金の中の、まちづくり支援指定寄附5万円とふるさと太宰府応援寄附25万円と符合するものでございます。

まちづくり支援指定寄附につきましては、まちづくり支援自販機、市内に8カ所設置をしておりますけれども、歳入として105万円ほどが見込まれますので、当初予算計上額との差額5万円を計上いたしておるところでございます。

ふるさと太宰府応援寄附25万円につきましては、今現在、今年度21万7,000円ほど見込み、収入がありますけれども、一応25万円と見込みまして、計上させていただいて、その5万円と25万円を足した30万円をまほろばの里づくり事業基金の方に積み立てるところでございます。

続きまして、歴史と文化の環境整備事業基金積立金でございます。これにつきましては、これも歳入と関連がございますので、9ページの1款7項1目、歴史と文化の環境税340万円と符合するものでございまして、当初予算として歴史と文化の環境税6,200万円を見込んでおりましたが、今般昨年秋に開催されました国博のベルリン美術館展、フェルメール展ですね、そういったものの盛況によりまして、340万円ほど増額する見込みがでてまいりましたので、補正をいたすものでございます。

続きまして、古都・みらい基金積立金でございます。これにつきましては、100万円の計上をしているところでございます。これも歳入でいいますと、8、9ページ17款1項1目、企画費寄附金の中の古都・みらい基金指定寄附100万円、こことの符合をいたすものでございまして、古都・みらい基金につきましては、2月12日現在108万6,000円、49件分の歳入があっているところでございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査にはいります。

補正予算書 10、11 ページをお開きください。

19 款 1 項 1 目、繰越金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（石田宏二） 今般の補正財源として前年度繰越金を 1,299 万 6,000 円充てるものでございます。充当残といたしましては、約 6,700 万円ほどとなっているところでございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書 4 ページをお開きください。第 2 表：繰越明許費補正の審査に入ります。

2 款 1 項、いきいき情報センター駐車場整備事業（用地購入）について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 2 款、総務費、1 項、総務管理費、事業名、いきいき情報センター駐車場整備事業（用地購入）1 億 3,265 万 4,000 円につきましてご説明いたします。これにつきましては、9 月補正にて予算計上しており、既存のアパートを解体し、入居者の対応につきましても、所有者に行っていただき、更地の状態で購入、3 月末までに駐車場の整備をすることとしておりましたが、アパートの入居者の退去には 3 月末までかかる状況でございます。4 月以降にアパートを解体し、駐車場を整備する予定にしておりますので、繰越明許費補正を計上させていただいております。以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 確認ですが、私もアパートの前を通るとベランダに洗濯物等が干してあり、まだ入居されてある方がおられるんだなというのを見ておりましたが、3 月末で退去、完全に全世帯が退去されるというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 今のところ、関係者の方からはあと2戸、3月末までとお話を受けておりますので、私の方はそういう解釈でおります。今のところ不動産の方にも関係者の方がお願いされて、不動産会社と契約されて、そちらの方が退去のお願いをされてあるみたいで、そちらの方とも連絡を取りながら対応していきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この土地の用途なんですが、以前は駐車場というご説明をいただいているんですけども、その用途としてはそのとおりと考えておいてよろしいのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 私どもといたしましては、今のところ駐車場ということで、以前ご説明したとおりでございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

2款1項、いきいき情報センター駐車場整備事業（駐車システム）について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今管財課長がご説明いたしました駐車場用地に絡みまして、いきいき情報センターの駐車場を相対的に考えて新システムの構築を導入することを検討する必要が生じたので、1,434万3,000円の繰越明許費補正を行うこととなっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） いきいき情報センターのゲート駐車場のところですか…、あそこはきれいになるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） ただですね、今あるゲートと今のアパートの間にはスーパーのテナントさんの荷物の搬入口がありますので、そういうことを考慮しなくてはなりませんので、一括してすべて同じようなるかということについては、今からの検討課題になっておりますけれども、相対的に考えていこうという範囲で今、検討しております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

9款1項、防火水槽設置事業について、説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 9款、消防費、1項、防火水槽設置事業の繰越明許費補正についてご説明申し上げます。平成24年12月に契約を行い、着工の運びとなっておりました北谷地内防火水槽の2カ所目の工事が着工直前になりまして、請負業者でありました久我土木建設

(株)が契約解除を申し出たために、改めて入札を行うことになりました。そのために年度内の完成が困難になったことにより、繰越明許費補正を行うものです。予算額は940万円でございます。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

なんで解除の申し出があったんですか。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(藤田 彰) 繰越 倒産でございます。

○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。次に進みます。

10款5項、総合体育館建設事業について、説明をお願いします。

経営企画課公共施設整備担当課長。

○経営企画課公共施設整備担当課長(原口信行) 繰越明許費補正の10款、教育費、5項、保健体育費における総合体育館建設事業についてご説明申し上げます。昨年12月議会におきまして、工事設計監理等委託料が5,700万円に修正されたところでございます。今回の繰越明許は体育複合施設の平成27年度開館に向けた一連の建設工程に乗せるため、平成25年度に繰越をさせていただくものでございます。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

第3表：債務負担行為補正の審査に入ります。

筑紫野太宰府消防組合施設整備事業債について、説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(藤田 彰) 第3表、債務負担行為補正について、ご説明させていただきます。筑紫野太宰府消防本部がJ-ALERT、緊急通報システムであります、この設置事業を行うための財源として借入れた起債の償還に伴うものでございます。設置場所は、現在は太宰府消防署内に設置されています筑紫野太宰府消防本部指令課に設置をすることになっております。総事業費は302万4,000円、国庫補助100万円、起債が200万円で、一般財源が2万4,000円でございます。事業完了日は平成24年9月26日、起債借用日は平成24年10月30日になっておりますことから、今回生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑もれ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で、本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これから討論を行います。討論はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) 私は賛成の立場から討論させていただきますが、ただ第2表、繰越明許費補正の総合体育館建設事業につきましては、12月議会増額補正に私は反対しておりましたが、増額補正が議会において承認され、今回は繰越明許費に挙がっているということと、あと、他の補正予算案については賛成であるという立場から、今回は、総合体育館につきましては不本意ではありますがありますけれども、賛成という立場で討論させていただきます。

○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。

長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) 私も賛成の立場で討論させていただきますが、今渡邊委員がおっしゃたように第2表、繰越明許費補正に総合体育館建設事業につきましては、昨年の9月議会において減額修正案を出した立場なので、この部分はあまり納得するところではありませんが、全体を通して賛成の討論とさせていただきます。

○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第31号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時35分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 意見書第1号「原子力事故子ども・被災者支援法に基づく施策の早期具体化等を求める意見書」

○委員長(門田直樹委員) 日程第14、意見書第1号「原子力事故子ども・被災者支援法に基づく施策の早期具体化等を求める意見書」を議題とします。提出者がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 本会議2日目の提案理由でも述べさせていただいたことと重複いたしますが、意見書の趣旨といたしましては、昨年6月に成立をしました原子力事故・子ども・被災者支援法に基づく早期の具体的な対応策をこの政権交代の中で新政権に対して遅滞なく行っていただきたいという趣旨の意見書でございますので、ぜひその点をおくみ取りいただきまして、可決い

ただき、関係機関への提出を重ねてお願いしまして、追加の説明とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） それでは、本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから意見書第1号について協議、意見交換を行います。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

意見書第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。したがって、意見書第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時36分）

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時37分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 25 年 3 月 31 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹